

## 「都市整備の基本方針（素案）」に対する区民意見募集における主な意見の要旨と区の方

該当項目（意見数）	主な意見の要旨	区の方
序章 はじめに 第1章 世田谷区の現状と街づくりの課題 (17件)	<p>「都市整備方針」の名称を「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）であることが分かる名称に変更すべき。</p> <p>人口増加や高齢者問題をどのように捉えているのか。</p> <p>住宅の総量規制を検討すべき。</p>	<p>都市整備方針という名称に加え、市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）であることを示すサブタイトル等の表記を追加します。</p> <p>区の推計では、区の総人口は今後概ね10年間は増加し、その後も増加傾向が続く見込みとなっています。そのため、高齢者人口や年少人口の増加、小規模世帯の増加など人口構造の変化に対応した土地利用の誘導や住環境の整備が必要と認識しています。</p> <p>今後の区政運営の参考とさせていただきます。なお、住環境の保全のため、建築物の高さや敷地面積などに関する新たな規制の導入をめざします。</p>
第2章 都市づくりビジョン (8件)	<p>4つのまちの姿では、みどりに関するについて重点的に進めて頂きたい。</p> <p>防災だけでなく、人間・動植物の調和の取れた住環境を基本概念とすべき。</p> <p>官民が連携し、市街地の整備強化を進め、魅力ある町の拠点を形成することが重要だ。</p> <p>4つのまちの姿の内、誰もが快適に移動できるまちに重点をおき、実現を目指して欲しい。</p>	<p>第2章目標とする都市の姿の「1.都市づくりビジョン」における4つのまちの姿に示すとおり、「みどりとやすらぎがあり、住みたくなるまち」をめざして参ります。</p> <p>世田谷区環境基本計画に掲げる「みどりとみずの環境共生都市」をめざして、23区の中でも貴重な自然環境が残る世田谷の特性を活かして、みどりとみずの豊かな潤いのあるまちづくりを進めます。</p> <p>都市整備方針の内容を実現していくためには、事業者も主体的に街づくりに協力するとともに、その活力を適切に活用していくよう連携していくことが重要です。特に拠点の形成のために、商店街や様々な事業者との連携を強化してまいります。</p> <p>公共交通や徒歩・自転車利用への転換を進め、過度に自動車に依存しない社会への転換を図るとともに、円滑な自動車交通を確保するための骨格となる都市計画道路を中心とした道路ネットワークの形成を図ります。</p>
第2章 都市づくりの骨格プラン (11件)	<p>生活拠点の駅周辺に、教育・文化・医療福祉機能などを集約し、徒歩や公共交通で生活できるコンパクトなまちづくりを基本理念とすべき。</p> <p>梅ヶ丘の「保健・福祉の街づくり重点ゾーン」以外でもユニバーサルデザインの考え方で都市整備を行うことを明記すべき。</p> <p>人口減少社会にある中、幹線道路は区内を縦横に位置づける必要はない。均等に整備する必要はない。</p>	<p>にぎわいのある拠点創出のため、生活拠点ごとに特徴ある街づくりを進めます。</p> <p>また、拠点へのアクセスを向上させるため、公共交通ネットワークを充実するとともに、公共交通や徒歩・自転車利用を進めることにより、過度に自動車に依存しない社会への転換を進めます。</p> <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画に基づき、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境となるように街づくりを進めていきます。</p> <p>区内の道路整備は未だ十分な状況ではなく、区民生活に様々な影響を及ぼしています。また、世田谷区は当面人口増加傾向の見込みと</p>

		<p>なっており、特に高齢者人口の増加が進む予測です。高齢社会への対応として、歩きやすい歩行者環境の整備、災害対策として延焼遮断帯となる道路、避難路の整備などが課題となっています。</p> <p>このため、世田谷区では引き続き道路整備を進めていく必要があると考えています。</p>
	下北沢の整備は必要ない。	災害に強い街づくりをすすめ、下北沢の従来の魅力である歩いて楽しめる賑わいと活気のある街を目指してまいります。
第2章 土地利用 構想 (20件)	住宅ゾーンにおいて、建築物の最高高さや最低敷地規模、壁面線の指定など決定すべき。	住宅ゾーン において市街地の住環境を保全するため、建築物の高さや敷地面積に関する新たな規制の導入をめざします。
	幹線道路沿道の高層建築物建築に伴う後背の低層住宅区居住者とのトラブル防止を位置づけるべき。	幹線沿道は、後背の住宅地環境と調和を図りつつ都市の活力を生み出す場として育むとともに、基幹的な避難路、延焼遮断帯を形成する防災性の高い土地利用を誘導します。
	現行方針の「農地共存ゾーン」を位置付けるべきだ。農地減少傾向を食い止める方針を打ち出すべき。	生産緑地地区の追加指定や農地保全重点地区における農業公園などの整備により、農地の保全に努めるとともに、体験農園の拡充などを進めながら農の豊かさを守り伝えます。
第2章 都市施設 配置構想 (29件)	安全で災害に強いまちづくり、誰もが快適に移動できるまちづくり双方の観点から道路整備は重要である。	災害対策として延焼遮断帯となる道路や避難路の整備、高齢社会への対応として新たなバス路線を導入するための道路や歩きやすい歩道の整備などは重要な課題であると認識しています。
	快適な交通網の形成のため外環自動車道の早期整備を	外環道の整備は、都心に流入する通過交通を分散させることにより、交通渋滞を解消するとともに、環境面でのCO2削減や災害時の迅速な復旧活動への役割などの効果が期待できるものと認識しております。 今後も早期の開通を目指して、引き続き国や東京都に対し求めてまいります。
第3章 将来目標を実現するためのテーマ別方針 (4件)	施策について、「何を行うか」に「どのように行うか」を加えて記載すべきである。	個別の計画・事業を推進する際の参考とさせていただきます。
	5つのテーマ別方針が競合する場合、区民が主体となった街づくりの中で調整されるべきだ。	将来都市像としては、まず第一に区民が安全・安心に暮らせるまちをめざします。テーマ別方針の施策が競合した場合などは、上位計画、施策の内容、区民・議会の意見、社会情勢などを総合的に判断し、施策・事業等を実施してまいります。 また、身近な地区の街づくりにおいては、多様な地域住民の意見を踏まえ、区民相互、区民と区の合意形成をめざしてまいります。
第3章 安全で災害に強いまちをつくる (20件)	狭あい道路の拡幅整備が重要である。	通風や日照などの住環境の改善、緊急車両の通行の確保、日常のサービス交通の確保などのため、狭あい道路の整備を進めます。
	防災対策はソフト施策も重要である。町会や自治会との関係を示すべき。	地域や地区で支えあう地域力を高めるため、町会・自治会や街づくり協議会、防災・防犯その他の課題に関わるまちづくり活動団体の支援など地域のコミュニティ形成を進め

		ます。
	通学路などの交通安全対策、路上駐車対策などを実施すべきだ。	区では平成 24 年度に道路管理所管、教育委員会事務局、警察署等が合同で通学路の安全について一斉点検を実施し、その後、把握した問題箇所の改善を図っているところです。 駐車禁止区域について路上駐車防止の啓発を進めるとともに、所轄警察署にご意見を伝えてまいります。
第 3 章 みどり豊かで住みやすいまちをつくる (38 件)	みどりの保全・創出が重要である。	みどり豊かで潤いある世田谷となるよう、区民・事業者との協働のもと、実現を目指してまいります。 公園緑地の整備や道路の緑化により、みどりの面積を増やすとともに、建築に伴う緑化制度、緑化助成制度等により、民有地における樹木による植栽指導・誘導をしております。
	歩道の整備など住宅地内の道路の安全性を向上すべきである。	道路幅 10m 以上で歩行者の通行に危険がある箇所に、順次、歩道を新設するなど、歩行者の安全性向上に努めてまいります。
	高齢者が街角や公園で一休みできるベンチを設置して欲しい。	公園改修などの機会を捉え、隣接にお住まいの方の理解を得ながら、ベンチの設置を進めてまいります。
第 3 章 活動・交流の拠点をもつまちをつくる (12 件)	地元商店街を活気づけて欲しい。	区は商店街を地域の区民の日常生活を支える公共的な役割を担うとして様々な支援を行っております。各商店街も個々の特性を生かした様々な取組を実施し、内外からの訪問者を増やそうと努力をしております。今後も継続して支援を行い、お年寄りや子育てをされている方などが身近な商店街で快適にお買物が出来るよう活気ある商店街を増やすことを目指してまいります。
	市民と行政の協働で、空き家を活用できないか。	空き家等の地域貢献活用のための、オーナー向け相談窓口を本年 7 月に設置いたしました。相談窓口では、空き家等の活用を希望する NPO 等の団体とオーナーとのマッチングを行っております。
第 3 章 地域資源の魅力高めるまちをつくる (6 件)	数少ない水辺は、美しく整備して欲しい。	国分寺崖線や多摩川や野川、仙川などの中小河川を中心に、かつての姿を意識した水辺の再生整備に取り組みます。
	画一的な街づくりでなく、エリアの歴史的特色を十分活かすことを都市整備の起点にして欲しい。	「世田谷区風景づくり計画」により、「水や緑の風景をつくる」など風景づくりの方針、基準を定めるとともに、地域風景資産の選定など、地域資源を大切にしたい風景づくりを引き続き行っていきます。
	主要道路沿道の日照、景観、街並みを維持できる計画をお願いします。	都市計画における用途地域や地区計画等の内容と合わせて、景観として調和の取れた街並みの指導・誘導を図って行きます。
第 3 章	自動車依存型から公共交通や徒歩・自転車への転換をすべきだ。	公共交通や徒歩・自転車の利用を進めることにより、過度に自動車へ依存しない社会への転換を図ります。

<p>誰もが快適に移動できるまちをつくる (69件)</p>	<p>安全な歩行者空間の確保や歩行空間のバリアフリー化が重要である。</p>	<p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、段差が少なく、車いすやベビーカー等、だれもが利用しやすい歩道整備を進めてまいります。</p>
	<p>自転車走行マナーの向上や、走行空間の整備を進めることが重要である。</p>	<p>これまで区では区立小・中学校で定期的に交通安全教室を開催するほか、警察署や交通安全協会等の協力を得て、一般向けにも自転車安全利用啓発を進めてきました。今後は自転車事故の多い20～40代に重点的に取り組むなど、より幅広い層に対し、自転車安全利用を啓発してまいります。</p> <p>また、自転車は「車両」であることから、区では現在、主に車道に自転車走行の環境を整備しています。</p>
	<p>南北交通の確保、区役所へのアクセス改善などのため、コミュニティバスの導入などを進めるべきだ。</p>	<p>区では、南北交通の強化、高齢社会における移動利便性の向上を図るため、バス事業者への働きかけ等により、これまで7つのコミュニティバスを導入してまいりました。</p> <p>南北方向へのバス導入にあたりましては、道路幅員が狭く、バス路線も限られていることやバス事業者の事業採算性などの課題もございますが、今後も道路整備の進捗状況のタイミングにあわせて、バスが走行できる経路の確保に向け、バス事業者と協議をして新たなバス路線の導入を目指してまいります。</p>
	<p>歩行空間の確保、災害時の安全性の確保のため、電線地中化を進めて欲しい。</p>	<p>区では、電柱のない道路づくりを進めるため、世田谷区電線類地中化整備5ヵ年計画を策定し、順次、電線の地中化を進めております。</p>
<p>第4章 街づくりを実現するための方策 (25件)</p>	<p>実現にあたっての区民参加の位置づけを充実すべきである。</p>	<p>区民主体の街づくりを進めるためには、まちに関する理解や関心を養い、区民参加の街づくりの大切さや街づくりへの関わり方などに触れ学ぶことが重要です。区では、区民参加を世田谷区街づくり条例に位置づけております。平成22年9月に、同条例を改正し、区民参加の機会を拡充したところです。今後も、これらの制度の活用により区民主体の街づくりを推進してまいります。</p>
	<p>どのような区民参加が保障されているのか明記すべきだ。</p>	<p>ご意見を踏まえて、第4章(2)区民主体の街づくりを進めるに、「世田谷区街づくり条例では、区民は自己に関係する街づくりに参加する権利と責任を有すると定めており、地区街づくり計画の原案の提案や区民街づくり協定の届出などの制度を活用し、区民主体の街づくりを進めます。」の文章を追記します。</p>
	<p>ていねいな合意形成を果たすことを基本とする旨明記すべきだ。</p>	<p>都市計画や街づくりにおける合意形成は区としても重要と考えております。今後さらに街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて区民の主体性を高める取組みを進めます。また、多様な主体が共に理解し合い、知恵を出し合い、協力しながら合意を形成できるよう、街づくりの様々な場面で情報提供し、街づくりを支援してまいります。</p>

その他都市整備 方針に関するこ と ( 2 8 件 )	今後、まち並みがどう変わっていく のか、写真やCGによって示せば、 分かりやすい。	第3章将来目標を実現するためのテーマ別 方針のイメージ図には、主な施策のイメー ジ・パースなどを掲載しておりますが、今後、 全体を通して写真などの掲載も検討してま いります。
	素案はよく出来ている。	
	区民に知らしめるPRも必要だ。	今後も都市整備方針について、多くの区民の 皆様からご理解ご協力をいただけるよう、丁 寧な説明に努めてまいります。
都市整備方針に 関すること以外 の意見 ( 2 8 件 )		
合計 ( 3 1 5 件 )		